個人の住宅や物置などの自己解体

個人の住宅や物置・車庫などをご自分で解体し、
その廃材などをごみ処理センターへ搬入する場合は、
解体前に届出が必要です。
届出をせずに解体を行い、ごみ処理センターへ
廃材などを持ち込んでも受入できませんので、
忘れずに届出をしてください。
なお、解体を業者に依頼した場合は産業廃棄物に
なりますので、ごみ処理センターでは受入できません。

【届出に必要な事項】

- ○　届出者の住所・氏名・電話番号
- ○　解体する建物の種類・所有者・所在地・解体期間
- ○　ごみ処理センターに搬入する日時・搬入量
- ○　搬入車両（車種・ナンバー）

※　届出時に解体期間、ごみ処理センターに搬入する
日時や車が決まっていない場合は、解体前に届出をした後、
決まり次第日程や車両を連絡してください。

一般廃棄物（自己解体建築廃材）処分依頼受付票

受付月日		令和　年　月　日	
届出者	氏名		
	住所		
	電話番号		
解体について	解体する物		
	所有者		
	所在地（図面添付）		
	解体期間		令和　年　月　日～令和
搬入について	搬入日時		令和　年　月　日（
	廃棄物の主な種類		木屑・鉄屑・モルタル・建築材・
	搬入量		台分
	搬入車両	車種	
		登録No.	
処理欄			
現地確認			
ごみ処理センター			
備考			